八　受験願書等提出先

独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター

〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

九　提出書類（各一通）

１　一般計量教習入所試験受験願書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第１）

２　履歴書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第２）

３　推薦書（受験者の氏名、受験理由、勤務先所属長の推薦理由、役職名、氏名を記し、所属長が押印した推薦書）。推薦書の提出の無い受験者には、一に記す期日に、入所試験終了後面談を実施する。

４　写真（大きさは、縦四・五センチメートル・横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出日前三ヶ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を自署したもの）

５　健康診断書（提出日前三ヶ月以内に診断を受けたもの）

６　受験者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは長形三号で、「簡易書留」と朱書きし、三百九十円切手を貼付のこと）

十　提出方法　郵送による場合は、簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。

十一　教習期間の変更　受験願書等提出者が十名に満たなかった場合は、四に記す教習期間の中止し、一に記す期日に行われる入所試験の合格者は、次回教習（平成二十三年四月から七月まで・詳細未定）の受講者とする。教習期間の変更は、受験票送付時に通知する。

十二　その他

独立行政法人　産業技術総合研究所　計量研修センターのホームページ　http://www.nmij.jp/metroltrain/において、別紙様式等の情報を公開する。

教習の修了は受講状況及び筆記又は口述による修了試験の結果等により判定する。

日本放送協会放送受信規約の一部変更について

放送法（昭和25年法律第132号）第32条第３項の規定により、総務大臣の認可を受けて、日本放送協会放送受信規約の一部を次のように変更し、平成22年４月１日から施行することになりましたので公告いたします。

平成22年４月１日　日本放送協会

１）第１条第１項中、「難視聴地域」の次に「（以下「難視聴地域」という。）」を加える。

２）第１条第２項中、「地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による」を削る。

３）付則を次のとおり改める。

付　則

（施行期日）

１　この規約は、平成22年４月１日から施行する。

（普通契約または衛星普通契約に関する経過措置）

２　平成19年６月１日施行の規約の付則に定める経過措置適用者については、当分の間、平成18年４月１日から平成19年９月30日までの間に施行された規約の契約種別に関する規定を適用し、放送受信料額についてはその規約に定める口座振替等の額を適用する。ただし、放送受信料の支払方法についてはこの規約を適用し、経過措置適用者が放送受信契約の種別を変更するときも、この規約を適用する。

（地デジ難視対策衛星放送に関する暫定措置）

３　暫定的難視聴対策事業にかかる放送として社団法人デジタル放送推進協会が行なう「地デジ難視対策衛星放送」（以下「地デジ難視対策衛星放送」という。）が実施されている間は、第１条の規定中「地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域」を「地上系によるテレビジョン放送（暫定的難視聴対策事業にかかる放送として社団法人デジタル放送推進協会が行なう「地デジ難視対策衛星放送」によるものを除く。）の自然の地形による難視聴地域」と読み替える。

４　前項の場合において、地デジ難視対策衛星放送対象リストにデジタル放送難視聴地区、改修困難共聴もしくはデジタル放送混信地区として掲載された地域を基準とし別に定める要件を備えた地域（以下「地デジ難視対策地域」という。）または難視聴地域において、地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は、第１条の規定にかかわらず、地上契約を締結するものとする。

５　前項に該当する者が第２条第５項後段の規定により締結する契約種別は、同条同項の規定にかかわらず地上契約とし、前項の規定により地上契約を締結した者が第５条第３項ただし書の規定により支払う契約種別の料額は、同条同項の規定にかかわらず地上契約の料額とする。

６　この規約の変更前から衛星契約を締結している者が、付則第４項に基づき放送受信契約の種別を地上契約に変更する場合は、地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した日（ただし、この規約の変更前に設置した場合は平成22年４月１日）に第３条第２項に定める放送受信契約書を放送局に提出したものとみなす。

７　付則第４項の規定により地上契約を締結した者の受信機を設置した場所が、地デジ難視対策地域または難視聴地域でなくなった場合、当該放送受信契約者は、第１条第１項および第２項の規定に従い所定の放送受信契約を締結するものとする。

８　付則第４項に該当する者がこの規約の変更前に地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した場合、その支払うべき平成22年４月の属する期の放送受信料額は、この規約に定める契約種別により算出される平成22年３月分の放送受信料額と変更前の規約に定める契約種別により算出される当該月分の放送受信料額との差額を、所定の放送受信料額から減じた額とする。

日本中央競馬会平成21事業年度決算等に関する公告

平成22年４月16日

東京都港区西新橋１丁目１番19号
日本中央競馬会
理事長　土川　健之

１．平成21事業年度の貸借対照表及び損益計算書の要旨

貸　借　対　照　表　の　要　旨

一般勘定　（平成21年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	382,798	流動負債	45,000
固定資産	775,086	固定負債	36,025
有形固定資産	570,893	資本金等	1,060,861
無形固定資産	23,797	繰越利益剰余金	15,458
投資その他の資産	180,395	評価・換算差額等	540
合計	1,157,885	合計	1,157,885

損　益　計　算　書　の　要　旨

一般勘定　（平成21年１月１日から平成21年12月31日まで）　（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
事業費用	2,596,829	事業収益	2,607,089
勝馬投票券諸支払金	1,942,178	勝馬投票券収入	2,602,296